

# ポーランド月報

第2号

1982年  
3月25日

編集・発行：ポーランド資料センター 東京都千代田区三崎町2-10-5 パークビル3F  
電話03-261-2585 郵便振替 東京2-81069

「連帶」全ポーランド抵抗委員会は呼びかける……………	2
「連帶」全活動家諸君へ——Z・ヤナス……………	3
「連帶」ラドム会議（81・12・3）議事録……………	5
「連帶」全国委員会（81・12・11～12）決議……………	10
<b>座談会 選択の時：自治から政党へ</b>	
——クーロン、ゲレメク、ブヤクほか………	11
なぜ「労働者クラブ」なのか——J・リティンスキ…	14
<b>インタビュー Z・ムリナーシ氏（チェコ反対派）</b>	
——鎮圧されてもポーランドの闘いは続く………	17
文献紹介……………	21
ポーランド日誌：1981年12月13日～1982年2月28日…	22



雪で埋まったワルシャワ近郊の拘留所——「春はわれわれのもの」

# 「連帶」全ポーランド抵抗委員会は呼びかける

[この組織の実体は不明である。本物とする I C P A の評価に従がいここに紹介する——編集部注]

## 結成宣言——1982年1月13日

1982年1月13日、いまなお自由の身にあって組合活動を継続している独立自治労組「連帶」全国委員会のメンバーおよび全国委員会の仕事に携わる活動家が集まって会議が開かれた。会議参加者は、〔「連帶」〕各地区からもたらされた諸情報を検討、秘密活動が要求される現状況下で組合活動を遂行するための最善の手段および方法を決定し、独立自治労働組合「連帶」全ポーランド抵抗委員会を設立した。独立自治労組「連帶」全ポーランド抵抗委員会の委員長は「ミェシュコ」が務める。

独立自治労組「連帶」全ポーランド抵抗委員会は次のことが実現されるまで組合の最高機関として機能する。

- 1 戦争状態宣言が撤回され、独立自治労働組合「連帶」が規約に基いたその合法活動の権利を回復すること。
- 2 逮捕、拘留されている組合活動家、反対派メンバー、学生、知識人が釈放されること。

3 当局がレフ・ヴァウェンサを議長とするフルメンバーの「連帶」全国委幹部会と正式の対話を開始すること。

全ポーランド抵抗委員会は1981年12月13日にグダンスクの造船所で結成された全国ストライキ委員会の活動を引き継ぎ、全国の組合秘密活動の調整の任を引き受ける。

この委員会の設立会議に出席しなかつた「連帶」全国委員会のメンバーはこの委員会と連絡をとる義務を負う。「連帶」の全メンバーに対してわれわれは警告したい。当局との交渉において「連帶」を代表すると称するいかなる試みもしてはならない、と。ポーランドの現在の劇的情勢下にあっては、団結と連帯こそがわれわれすべてにとってとりわけ重要である。

独立自治労働組合「連帶」  
全ポーランド抵抗委員会  
ミェシュコ、

## ポーランド国民に対するアピール——1982年1月14日

全国民諸君！

すべての人間と民族に認められるべき尊厳と尊敬を求めるわれわれの闘い、しかるべき社会的地位と、みずからの思想と行動を一致させる自由を含む諸権利の承認を求める闘いの途上で、われわれは力ずくで押し止められた。

戦争状態の創出者は今もショック戦術や蛮行、心理的テロ、威嚇的宣伝に頼っている。しかしながらわれわれ、善意のポーランド人はすべて精神的に団結しており、その力を意識している。われわれの自由と主権に対する敵たちの孤立した憎悪を、われわれは威儀をもって打破することができる。

民族的、人間的試練のこの時にあたり、われわれは二義的な重要性しかもたない諸問題やわれわれ内部の見解の相違を忘れなければならない。それのかわり、われわれポーランド人の希望の放棄に

つながらないようなやり方で、失われた時に悔恨を覚えないようなやり方で、自らの課題を決定しようではないか。

歴史上の最も困難な瞬間にあってもポーランド民族は、つねに「賞賛すべき自衛と積極的自己保存の能力を發揮した。今日もまた、大衆的・全社会的地下抵抗運動に自らを組織することがわれわれの義務である。秘密活動者の各グループはテロやリンチとはほど遠い人道的諸目標を追求しなければならず、また各グループの活動はつねに、民族に深く根を下したキリスト教の倫理の諸原則に導かれなければならず、そして、人間とわが祖国の運命こそが、つねに最重要とされなければならない。

各抵抗グループはその行動計画の遂行にあたり以下の諸原則を順守するようわれわれは訴える。

1 ポーランド人の全国民的合意を達成する余地

がまだ残されていること、戦争状態の演出者たちがいざなは社会によって選ばれた代表たちとの話し合いを決意すること、このことを忘れないでおく。いかなる政府といえども国民の協力を必要とする。国民こそがその労働を通じて国の力と富とを作り出すものだからである。労働も文化ももたない孤立した政府には、「存在理由」はない。

2 1980年8月に未来のビジョンの中に描いたわれわれの理想と信念を葬り去るつもりはわれわれ

にはないことを、自らの態度を通じて示さなければならない。われわれはこの信念を、「諸君の自由のために、われわれの自由のために」の旗の下に倒れていった父祖たちから受け継いだ。わが民族の苦難は一個の財宝である。そこからわれわれは、尊厳と自由をめざすわれわれの闘いへの力を汲み取らなければならない。

3 労働者としてわれわれは、投獄・拘留されて  
〔24頁に続く〕

## 「連帯」全活動家諸君へ Z・ヤナス

……各部局および工場の労働組合グループ内の「連帯」細胞組織からの最新情報および行動指令に基いたポーランド情勢の簡単な分析。利用可能な情報、民警および秘密警察の諸活動、そして「連帯」メンバーに対する宣伝活動の強化から判断すれば、軍事体制の狙いは「連帯」を破壊し社会を分裂させることにある。われわれの分析によれば、当局はいかなる犠牲を払っても食糧不足の現状を改善しようとするであろうし、力づくで農民から割り当て量を収奪することさえいとわないであろう。このやり方はまちがいなく一定期間内に食糧供給の全面的崩壊をもたらすであろう。しかしギエレクとヤロシェヴィチの政府の時代に証明されたように、体制は最大限の人民の信頼を獲得するためにであってもばかばかしい決定のひとつでも取り消すようなことはしない。ギエレクは破滅的な負債を作りあげることによって一定期間こうした信頼をつなぎとめることができた。この方法はもはや不可能である。だから、今の当局は力に訴えて農産物の供給を拡大しようとするであろう。ポーランド人民共和国の全歴史が示しているように、このやり方ではいかなるポジティブな成果も生まれない。これまでにとられた諸措置からわれわれは、軍事救国委員会が価格の引き上げ、銀行取引さらには通貨交換の停止により、市場を安定させようとしていると考えることができる。こうした諸決定は、すでに貧困のふちに立たされている多くの家族を全面的な窮乏へと追いやる。それは自然発生的な反乱を誘発し、シロンスク地方における事件が示したように流血にいたることもある

りうる。政府は何も押し止めることができない。

ポーランドの事態に対する西側世界の反応の弱さは、ポーランド人が自分自身だけしかあてにできず、それゆえに、市民としての権利ならびに組合員としての権利、および基本的人権を守るために自らを組織しなければならないことを明らかにしている。この困難な時期にあたってわれわれが頼ることのできる唯一の力はカトリック教会である。それゆえに逮捕された者や解雇された者、地下潜行中の者、その他何らかの形で迫害されている者すべてに対して援助を組織するに際して、教会と密接に協力することがとりわけ重要である。近い将来に西側の態度に大きな変化が生じるとは考えられない。西側は政治的、経済的に決定的な措置をとったりはしないだろう。

以上の簡単な分析から導き出される結論は何か。「連帯」活動家はいかなる行動をとらねばならないか。

1 個々の工場細胞内部およびその他諸機関内部の「連帯」代表者間に協力ネットワークを設立することが必要である。これは情報の流れの円滑化と行動の調整のために不可欠のことである。同時にこれは組合内での諸経験の伝達にも役立つ。この共同ネットワークは労働の現場で樹立されなければならない。そのための会議は勤務時間中の他に個人の家で組織されなければならない。

逮捕され、迫害されている者の家族のために広範な物質的および精神的な援助が組織されなければならない。援助は恒常的かつ一貫して行なわれなければならない。このために組合グループや作

業班内に基金を設立すべきである。こうした活動が人々の間の連帯を強化し、彼らを気落ちさせる可能性を小さくすることを忘れてはならない。人々の士気に対する影響の大きさのゆえに、いまだちにこの活動を始めるべきである。

3 パンフレットその他あらゆる非合法出版物の流布のために地下印刷所との連絡を確立せねばならない。これは非常に重要なことである。というのは、ウソとバクロと事実のネジ曲げによって支えられたマス・メディアを通じて、大々的な宣伝が国民向けに行われているからである。この宣伝は、ウソも百回繰り返せば真実となるというゲッペルス流のプロパガンダ方法に沿って進められている。しかしこの活動は、それに伴う非常な危険とそれがもたらす重大な帰結のゆえに、完全に秘密裡に遂行されなければならない。だがこの危険を口実として、この活動を怠ってはならない。

4 純粹な組合活動も行なわねばならない。企業指導部や党員の側からの度重なる復讐行為や真実のもみ消し。こうした行為には全力をつくして反対し、こうした行為をやろうとする者すべての氏名を記録しなければならない。このために企業経営者および党員による反人民的、非合法的行為すべての詳細を記した記録システムを作らなければならぬ。こうした記録は最大限分散させて保管し、一部が敵の手に落ちても全システムが危機に頻しないよう配慮すべきである。可能であれば、「不法行為」記録は印刷して労働者に配布すべきである。この困難な時にあたってわれわれはつねに将来のことを考えて行動するのを忘れてはならない。新しい共同組織やその他の合法活動、たとえば労働者の福祉を追求する保険制度などを作るといった活動も行ななわねばならない。当局にわれわれの強力な組織を簡単に破壊できるなどと思わせないためにも、このことは非常に重要である。

5 救国軍事評議会の活動を非難し、また逮捕者の釈放と人民の諸権利の回復とを要求する抗議文を個人名、団体名で作成すべきである。これら抗議文は本当の氏名を明記すべきである。そのような場合にのみモラル的にも宣伝上も本当の価値をもつ。

6 自然発生的な抗議の爆発が予想されるがゆえに、われわれはゼネスト宣言の準備を進めなければならない。この準備は極秘裡に進められねばな



Zbigniew  
Janas

ズビグニエフ・ヤナス

らない。この準備活動を組織するために秘密ストライキ委員会が組織される必要がある。しかし公然の抵抗行動はやるべきではない。流血の事態にいたるからである。労働者の味方と称するこの国の政府はすでに労働者の血にどっぷりとつかっている。彼らが虐殺者であることを忘れるな。彼らはそれが自分たちの利益となれば、どれだけ多くの人々が射たれようともまったく無関心である。

最後に、私は全組合役員が自分たちが2年の任期で民主的に選出されたものであることを想起してほしいと思う。諸君たちはこれを引き受けたのであり、誰も、何ものも諸君たちを自分たちの代表として選んだ人たちに対する義務の遂行から免れさせてくれないので。無知ないし恐怖によってわが身を守るのは不可能であることを想起せよ。われわれひとりひとりすべてが、将来報告しなければならないことは、事態が今ほど困難ではなかった時にやったことだけでなく、今のように職や自由さえも失なう危険がある時にやったことなのである。こうした苦難の時にあって、ポーランド人にとり唯一の希望である「連帯」を破壊にまかせないために、われわれすべては團結しなければならない。

そしていつの日かふたたび、太陽がわれわれの上に輝くであろう。

1981年12月21日

独立自治労働組合「連帯」  
ウルスス工場支部長、  
全国委員会委員

ズビグニエフ・ヤナス

[『「連帯」情報』第8号、1981年12月28日付、  
ワルシャワ、より。訳：水谷驍・鳥井摩利]

# 「連帯」ラドム会議(81・12・3)議事録

正午にはじまった会議の最初にこの合同会議の組織問題が話し合われ、専門家と顧問の参加は決定されたが、BIPS〔「連帯」情報〕と、AS〔「連帯」通信社〕の参加については意見がまとまらず、長い議論の末、採決により（会議がはじまって1時間後）参加を許された。そのため以下の議事録〔発言要旨〕には会議の最初の部分（マス・メディアに関する議論）は含まれていない。

J・ルレフスキ（ビドゴシチ地方本部） ヤルゼルスキ将軍に対する信任は撤回すべきだ。彼は党と軍の指導者であり、全権力を一手に握っていることに注意を向けてもらいたい。政府はソ連べったりの政策をとり、その場しのぎででまかせ、都合の悪いことはヴァウェンサをダシに使って説明する。

組合は全国大会での綱領に戻るべきだ。つまり、国会と人民評議会〔地方議会〕の選挙に取り組むべきであって、経済評議会だの、婦人評議会だのにかかぢらっている時ではない。国会議員の繰り上げ選挙実施をめざす戦いを組織すべきだ。

〔政府不在の〕過渡期においては、経済や公安、マス・メディアなどをコントロールする「管理人（マネージャー）政府」といったような臨時政府をつくる必要がある。

一党独裁に制限を加えるべきだ。国会議席の配分を、共産主義の政党全体（統一労働者党、統一農民党、民主党）で55パーセント、非党員の組織が25パーセント、その他諸団体が残りの20パーセントを占めるというようにしたい。このような構成にすれば国会は政治闘争の場となるだろう。現在の国会は、社会全体の、また働く人びとの意志の表れとはなっていない。

L・ヴァウェンサ（全国委幹部会議長） 三者会談〔11月4日のヴァウェンサ、グレンプ枢機卿、ヤルゼルスキ会談〕がブレジネフに利用されたといわれるが、私はそうは思わない。むしろ人びとの気持を落ち着かせるために役立った。また、ビ

ドゴシチ事件〔1981年3月〕のあと組合が後退しつづけているというのも正しくない。

現在やるべきことは働く人びとの生活をよりよくする戦いだ。政府との話し合いは中止して、暮らしの問題にとりかかるべきだ。労働者防衛隊もつくらねばならない。

クーロンのクラブ構想〔1981年11月22日に発表された自治共和国クラブ宣言のこと——『ポーランド月報』創刊号参照〕は非現実的だと思う。分裂してはならない、われわれは一緒に戦うべきだ。J・ルレフスキ（党の頭越しにソ連と交渉に入るという自分の提案の補足発言として、ワルシャワ条約軍のための基地提供と兵站線の確保を例に挙げ）「連帯」は政府よりもましな保障を与えられるだろう。

M・クルピンスキ（オルシュティン地方本部）

〔政府と組合の〕対決に至るかどうか、または労働組合法と非常措置法〔11月末に党中央委総会で決議された法案〕しだいなのか、それが問題だ。ふたつの法案は互いに相反する性格をもっている。国会が非常措置法を可決すれば、対決のほかはない。しかし労働組合法が最初に採択されれば、「連帯」はその法の枠内でも自分の課題を実現できる。じっくりと考えるべきだ。組合はその法律をさらに改正しようと戦いをつづけるべきだろうか。ただし、その法律には3カ月間のストライキ停止の可能性が含まれていることにも注意を向けてほしい。

E・シュミエイコ（シロンスク地方本部） いま考えるべき問題は4つある。1) 政府が合意を拒絶するかどうか。2) 組合は対政府交渉を中止すべきか。3) 「連帯」は、譲ってはならない限界を定め、もし政府あるいは国会がその限界線を踏み越えた場合にとるべき行動を決めておく必要がある。4) 組合による積極的なプログラムの準備。

W・フラスティニュク（ヴロツワフ地方本部） 組合には信頼できる活動機関がない。だからすべての面で貧弱な活動しかできない。全国委幹部会と

各地方本部にその時その時の問題をとりまとめる組織と、組合の長期的な政策の実現を計る組織とを、別々につくるべきだ。

全国委の見解は政治・経済的要求のミニマムは含んでいる。しかしさらに経済改革を進めようすれば、政治の改革なしにはそれは不可能だ。国家機関各級を民主的に再建し、労働者自主運営を確立、国会に自主運営の「第二院」を設置して民主的な選挙法と人民評議会に関する法律を定め、さらに、ただちに S R G N [国民経済に関する社会評議会——「連帯」教会、学者などの代表19~20名で構成される民間の評議会、1981年11月に構想が出された] を結成し、テレビ、ラジオの利用権を手に入れなければならぬ。

A・コパチエフスキ (ジェシュフ地方本部) 農民の参加はないし、学生たちも組合から支援を受けられず分裂したまま——これでは勝てない。政府は〔労働者、農民、学生〕この三つのグループを分裂させるためなら何でもやる。たとえば、価格政策〔食管政策〕は農民と労働者の間に打ち込まれくさびだ。〔「連帯」を〕労働者の組合のみに限定してはならない、全国民を結集する社会運動とすべきだ。

自治はわが国に根づいていない、意識に定着していない。われわれは情緒で動かざるをえなくなっている。

M・マルシュチク (グダンスク地方本部) 国会は「マフィア」だ。非常措置法は可決されるだろう。法律がただちに実施にうつされるか、あるいは国会が、国家評議会か内閣に実施時期についての全権を与えることになるのか、という問題が残るだけだ。法案可決を阻止するため、議員たちに圧力をかけるべきだ。

(党的頭越しにソ連との交渉に入る可能性についてのルレフスキ発言に対し) 白ロシア、ウクライナとの連帯ならばともかく、組合として約束できることは何ひとつない。

圧力を段階的にかける方法を確立すべきだ。ある陣地、たとえば、マス・メディアをまず手に入れ、序々に戦いを先鋭化させてゆき、もしそれでも目的を達成できないのならストライキを宣言する、そういう方法が必要だ。

L・ヴァウェンサ 政治問題が片づかなければひとつできない。これまでわれわれは政治に関わ

りを持たなかった、だから政治綱領はなかった。

J・クーロン (専門家) 組合は、経済改革ぬきの値上げに同意することはできないし、單一名簿制による選挙〔あらかじめ候補者名が印刷されている投票用紙を投票箱に入れるだけの選挙〕にも、非常事態に関する法案にも同意できない。これら三つを政府が力で押し通せば対決が起こり、どういう形式にせよストライキ闘争になる。社会の人びとに対し、組合がなぜ引き下がるわけにいかないのかをはっきり説明する必要がある。ストライキによる警告は消極的なプログラムだ。いま必要とされているのは、目的をはっきりと定め、これ以上は後退しないという積極的なプログラムだ。

A・ピエシャク (イエレナ・グラ地方本部) (ルレフスキの臨時政府構想に賛意を表し) 問題のカギは選挙だ、候補者をわれわれで用意しなければならない。

農民、労働者、職人、学生、タクシー運転手など、すべての組合を結集する「連帯」運動の創立を支持する。全国委は警察と軍隊に対してもアピールを出すべきだ。

A・ノヴィツキ (マウォポルスカ地方本部) 国民合意戦線〔1981年11月4日、ワルシャワでおこなわれた三者会談の席でヤルゼルスキが提案した組織〕に「連帯」が加入する前提条件は国民裁判と経済改革の実施だ。現時点において組合は、企業自主運営をおしそすめ、地方自治に関する民主的な選挙法の制定と食糧供給の改善（食品加工業は現在ストライキ中）冬期の応急物資支給を迫る行動綱領を作成すべきだ。

G・パルカ (ウッズ地方本部) 対決は政府によってひき起こされるだろう、現在の状況は政府にとって都合のよいものだからだ。この現実に対してどういう行動をとるべきかを決定しなければならない。労働者防衛隊を組合の正規部隊としてつくるべきだ。力には力で対抗しよう。公安当局の弾圧に対してなんら対抗措置をとらなかつたのは誤りだ。公安当局は権力機関なのだから、組合員個人ではなく、組合が組織として対抗すべきだ。

地方ごとのストライキでは役に立たない、組合全体のストライキだけが状況を開拓できる。「連帯」としてストライキを宣言すれば非常措置法を粉砕できるだろう。

Z・ロズヴァラク (ヴィエルコポルスカ地方本部)

〔各組合がそれぞれ〕自発的に行動を起こすべきであって、上からの指令を待っていてはいけない。政府と統一労働者党は信頼を失った。ヴィエルコボルスカ地方〔ポズナンを含む一帯〕における現在の行動は、すべて「連帶」と県知事との間で合意をめざしている。党とは交渉していない。組合の活動をみんなに説明してまわる活動家グループを組織する必要がある。また、ただちにSRGNを設立し、各地方にその支部をつくろう。さらに、権利擁護をめざす団体もつくるべきだ。

A・スタヴィコフスキ（トルン地方本部）もし政府が非常事態を宣言し、「連帶」がそれに対抗できないとなれば、「連帶」は信頼を失ってしまう。組合がこれ以上ゆずってはならない一線を明確に定義すべきとするJ・クーロンの意見に私は賛成する。

Z・ブヤク（マゾフシェ地方本部）現在の情勢においてわれわれは断固とした態度をとらざるをえない。食糧事情は悪化し、企業では人員整理がすみ、改革の費用は働く人びとの肩に転嫁させられている。慎重な態度をとっていたのでは、組合は改革の保障となりえない。

対決は避けられまい、口実なら政府がいくらでも見つける。罪があれば法律を見つけ、法律があれば罪を見つける、それが政府なのだから。ストライキで勝とうなどとは私は考えていない。ルレフスキの妥協案〔国會議席の配分案〕は私には受け入れられない。統一労働者党はなんら保障となりえないのであるから、ほかの政党や団体と同等の権利で選挙に臨むべきだ。

SRGNはつくる必要がある。そういう組織ならば、臨時政府設立の提案を出せるし、労働者防衛隊やラジオ・テレビ監視委員会もつくれるだろう。現在の権力執行のあり方を全面的に克服しなければならない。さきのさきまで見通したプログラムがあってこそ人びとをストライキに動員できるのだ。

シワ＝ノヴィツキ（弁護士）全国委は以下の三つの問題に決定を下すべきだ。1) 非常措置法——われわれなしでは政府は何ひとつできないというのがわれわれの強みだ。2) 労働組合法——この法律に関しては組合側の案を採択するよう要求すべきと思う。3) 三者会談の評価。

政府は対決をめざしてはいないと私は考える、

なぜなら、たとえばセヴェリン・ヤヴォルスキだが、ここにわれわれと一緒にいるではないか〔ヤヴォルスキはマゾフシェ地方本部副議長。管轄を軍から文部省へ移すことなどを要求してストライキに入っていたワルシャワ消防士官学校の学生たちを指導していたが、この合同会議の前日、12月2日に消防大学が警察機動隊ZOMOの襲撃を受けた際、いったん逮捕され、すぐに釈放された〕。K・モゼレフスキ（ヴロツワフ地方本部）たしかにJ・ヤヴォルスキはここにいる、しかし政府の対決姿勢はますます強まり、ビドゴシチ事件〔1981年3月〕の時よりも状況は政府にとって有利だ。現在の組合はかつてないほど力が弱まっている。3月の時の一致団結にはほど遠い、急進派と妥協派とに分裂してしまう危険がある。だからストライキの圧力も効果がうすい。

この会議において、「連帶」としての全体ストライキに関する見解を確定すべきだ、なぜなら、人びとはわれわれと共に、あるいはわれわれぬきでも立ち上がるだろうから。82年に暫定措置を導入するのは、統治制度を旧態依然のまま、つまり、決定権を「中央」にあずけたまま、実質的な経済運営の責任のみを企業とその従業員に押しつけることを意味するし、そうなれば、またもや値上げの事態に至る。これ以上の値上げに人びとはもはや耐えられない。暫定措置を導入するために政府は「連帶」を圧殺するにちがいない。

非公式の報道によれば、非常措置法にはストライキの禁止、経済の軍事組織化、国内移動の禁止、さらに集会の禁止が見込まれている。非常措置法の可決は対決を意味する。交渉のテーブルは人の目をくらますカードの城と化してしまった。

これは最後の戦いになるとはっきり言うべきだ。最後の一線を、それ以上ゆずったらいまでの合意が意味のないものになってしまうという一線を確認しよう。そして、「連帶」の政治方針とは何なのか、はっきりと口にすべきだ。

A・ソビエライ（ラドム地方本部）組合は交渉をこれ以上つづけるべきではない。ラドムでの交渉の席に政府側ははじめから拒否の姿勢で臨んだ。最後の一線を決めなければ、人びとは自分で勝手に決めてしまうだろう。われわれには対決の場をはっきりさせる義務がある、もちろん戦術も必要だ。

P・コスマフスキ（ポドビエスキジエ地方本部）

政府にはどんな改革もやる力はない、政府は信頼されていない。必要なのは原因を取りのぞくことであって、結果だけを取りのぞいても何にもならない。対決に至った時には、権限を委任された人びとから構成される臨時政府をつくるべきだ。

L・ヴァウェンサ、（いくつかの問題について全国委幹部会へ臨時に全権を委任するよう提案し）幹部会はいまのまでは組合を指導できない。この組合はおしゃべり組合だ。ゼネスト〔12月17日〕の準備をし、選挙法に備えなければならない。必要なのは働くことであっておしゃべりではない。

S・ヤヴォルスキ（マゾフシェ地方本部）体制の構造を変えることがどうしても必要だと思う。急進的な決定を下すべきだ、つまり、非常措置法が導入されたらただちにゼネストを宣言しよう。

3月〔ビドゴシチ事件〕を再びくり返してはならない。

現在および将来における犯罪に対してはその責任を問うにしても、〔警官などの〕過去の行為については恩赦を出すべきだと思う。警官たちは、「連帯」の目標は正しいが力が弱いと言っている。しかしわれわれは義務を引き受けた以上、責任は果たさねばならない。

政府は軍隊と警察の管理に自信を持っていない。軍人や警官たちはわれわれの側に来たがっている、かれらにチャンスを与えてやろう。

組合はワルシャワ消防士官学校の学生たちが卒業できるように手をかしてあげるべきだ。

J・ルレフスキ 政府は話し合いに入るとやっかいな社会的問題について自分の決定をごり押ししようとする、ところが途中で勝手に打ち切ってしまい、何ひとつ話はまとまらない。重要なのは人びとの生活を守る戦いだというヴァウェンサの意見には賛成する、だから、「連帯」が県議会を相手に社会の最も重要な問題について要求を出すよう私は提案する。第一に挙げるべき要求は住宅と食糧の問題だ。県当局は必ず行動を起こすにちがいない、でないと評判を落としてしまうのだから。

A・リビエライ 私はルレフスキが提案したようなことを実際にやってみた。県人民評議会へ出向いてみたが、議員たちはどんな意見も口にしなかった。かれらは当局のあやつり人形だ。議員といふのは警察の県本部の命令しだいになっている。

議員に良心はない。かれらに代わる組織をつくるべきだ。報道によれば、ラドスクル、製靴工場〔在ラドム市〕の労働者たちは、ラドム工業大学の運営権を引き受け、学内選挙を実施し、大学評議会と学長を選出する用意があると決議した。かれらは、大学は社会の財産であるから、社会はこの紛争を解決する義務があると言っている〔1981年10月16日、ラドム工業大学学長M・ヘブダのでたらめな学校運営——教職員に対する弾圧、法に反する発言、官舎の私物化など——に対して起きた学生ストライキに端を発する紛争。学生と教職員はM・ヘブダの罷免と学長選挙などについての国民投票（大学法の改正）を政府に求めていた。このストライキには最初から、ラドム「連帯」設立委員会が加わり、全国学者連絡委員会も支持を表明していた〕。

M・クルピニスキ（オルシュティン地方本部）話し合いをすべて打ち切ってしまうのはよくない。食糧とか、労働組合法とか、交渉をつづけなければならない問題もある。

St・ウォンドウォフスキ 何の結果も出ないのでから交渉はやめるべきだ。

J・ヴァシュキエヴィチ（ヴロツワフ地方本部）（原則的な問題で行詰っているテレビ、ラジオの利用について報告）内閣労働組合問題委員会との間で、「連帯」代表の参加によるテレビの1時間番組のテーマが決められた。双方の機関決定をまって、以下の番組が放映される（機関決定によつては放映中止）。

- 1 品不足は解消されるか。
- 2 マス・メディア問題と社会的合意の方法。
- 3 住宅建設。
- 4 経済改革の現状。
- 5 国民経済に関する社会評議会SRGNとは。
- 6 ストライキは不可避か。
- 7 石炭——どれくらいあるか、またそれは誰に使われるか。
- 8 都市と農村の経済的つながりをいかにして回復すべきか。
- 9 人民評議会——中央集権か、あるいは地方の自治か。
- 10 国民的合意はいかにあるべきか（いかにして合意に達するか）。

第1回にはJ・メルケル〔グダンスク地方本部〕

とG・パルカ〔ウッジ地方本部〕が参加し、12月5日に録画され、同日放映の予定。

W・シコフ（マウォポルスカ地方本部） 全国委員会にとって最も重要なのは地方自治の問題である。国会議員が15人あつまれば国会において法案提出権を得られるという事実を利用すべきだ。また、国会の合意事項順守委員会とも話し合う必要がある。選挙〔人民評議会〕の準備にすでにとりかかり、要求のとりまとめと選挙法や評議会権限の確定にイニシアチブをとるグループを組織しなければならない。地方選挙に勝つためには社会の団結が必要だ。あらゆる面で農民から合意をとりつけなければならない。

J・グジ（独立学生連盟NZS代表） （ラドム工業大学とワルシャワ消防士官学校での紛争と、それに伴う各地の自発的な連帯ストライキについて報告し）全国委幹部会の支持の有無が事態を決定する。紛争の解決を早めるため、全国委から全権を委任された人物をラドム工業大学の交渉の席へ送ってもらいたい。（M・ヘブダがもし〔選挙で〕勝ったらどうするつもりかとのL・ヴァウェンサの間に）民主的な規則によって事が運ばれたのであれば、学生と教職員はそれに従う。

W・シコラ 独立学生連盟には自分たちだけで問題を解決できる力がない、組合の支持が必要だ。それなのにヴァウェンサは問題をごまかそうとしている。クラクフでは労働者たちが学生を支持している（市電、市バスがストライキを計画中）、また、西部沿岸地方〔シチェン、コシャリン、スウプスクなど〕でも同様だ。

次に学生ストライキの原因のひとつとなっている大学法問題についての討論。シュメイコとヴァシュキエヴィチは、政府提案は組合員に対する回答にならないし、なんら労働者保護にならない、学問の自治にも役立たないと述べる。討論の結果、ストライキ学生支持の声明を出す〔資料1参照〕。

つづいてK・モゼレフスキとシワ＝ノヴィツキが、それぞれの幹部会見解案を読み上げる。シワ＝ノヴィツキの案文は、三者会談後、合意を不可能にしている政府の諸施策をかぞえ上げ、非常措置法の可決はストライキを導き出すと断定。討論と採決の結果、少しの修正を加えたうえで、モゼレフスキの案文が採択される〔全国委員会幹部会

・各地方本部議長ラドム合同会議草案文書—『運動』5月号に邦訳〕。

S・ヤヴォルスキは、組合がワルシャワ消防士官学校の学生・教職員の要求に対して実現の保障となるようアピール。学生らにとって組合が、そもそもいかなる保障となりえるのかという疑問をめぐる激しいやりとりがあり、S・ヤヴォルスキとJ・グジからの説明を受けたあと、ワルシャワ消防士官学校問題についての声明〔資料2参照〕がかろうじて過半数を得て採択された。この時、学生らに対し組合としての保障を与えることに反対していたL・ヴァウェンサは全国代表者会議の召集を要求し、興奮して退場。

J・クワイ（独立自治個人農組合「連帶」議長） 労働者と農民はそれぞれに組合をつくって仲違いをしている。おまけに、農民自身が分裂をおこしている。「農村連帶」、「農民連帶」、「個人農連帶」。労働者、農民、学生それぞれの「連帶」をひとつの社会運動として一本にまとめる必要がある。次の全国委員会においては、現時点での最も重要な社会問題として農民問題をとり上げよう要求する。ジェシュフ合意〔1981年2月18日、農民問題をめぐってジェシュフ市ストライキ委員会と政府委員会との間で調印された合意書〕の実現を求める対政府交渉には、労働者の「連帶」の代表と、関係官庁〔農業省〕の代表も出席すべきだ。

J・ルレフスキ このような、幹部会と地方本部議長との合同会議はこれからも開催すべきだが、以後は新聞と専門家（専門家たちはだいぶ前にすでに退場）の参加はなくしたい。そういう会議ならばきわめて有益だ。また、必ずしも声明を出す必要はないし、一連の問題を明らかにするだけでも役に立つ。

最後に、「ラドム会議草案文書」を協議するための全国委員会会議の期日を早め、12月10—11日とすべきであると決議し、夜の1時ごろ閉会。

### 〈資料1〉

#### ラドム工業大学問題についての声明

独立自治労組「連帶」全国委員会幹部会ならびに各地方本部議長は、ラドム工業大学問題に代表

される大学の現状を認識したうえで、学生・教職員の抗議行動を支持する。全国幹部会ならびに各地方本部議長は、大学が諸職場の保護下にあることを考慮し、政府が力によって解決を計ろうとする行為はいかなるものであれ組合に対する攻撃とみなし、組合規約に定める手段〔ストライキ〕をとることを表明する。ラドム工業大学における紛争は、話し合いをし、ストライキ参加者の要求実現を保障することによってのみその解決が可能となる。

全国委幹部会ならびに各地方本部議長はラドム地方本部幹部会に対し、ラドム工業大学をただちに直接の保護下におき、テロルと弾圧から守り、社会の精神に合致する民主的な学内選挙実施の保障となるに最適な職場を選び出すよう訴える。

同時に、全国委幹部会ならびに各地方本部議長

は、自分の担当地方内に大学を持つすべての地方本部に対し、ストライキ中あるいはストライキの手段を留保している大学を守る継続的な行動を拡大されるよう訴える。

1981年12月3日 ラドム

### 〈資料2〉

ワルシャワ消防士官学校問題についての声明

全国委員会幹部会ならびに各地方本部議長は、全国委員会が、ストライキ中のワルシャワ消防士官学校学生・教職員の要求を完全に実現するための保障となり、かれらの身の安全と勉学の継続を保証するよう提案する。

1981年12月3日 ラドム

〔A S 通信58号（1981年12月3—6日）より

篠崎誠一訳〕

## 「連帯」全国委員会（81・12・11～12）決議

1 全国委員会は、各地方本部間の協議にもとづき声明する。1981年12月3日のラドム市における全国委員会幹部会および各地方本部議長により決議された立場は組合の立場と一致するものである。

2 ラドム決議第2項によって規定される非常措置法が国会で可決された場合、その国会決議後もっとも近い平日の午前9時より全国規模での抗議ストライキが自動的にはじまる。国会決議が12月21日あるいは22日の場合には、抗議ストライキ開始はクリスマス休暇あけの初日とする。組合の執行部および各機関の正常な活動を不可能とする非常措置あるいは他の弾圧手段がとられた際には、各職場は全国委員会または各地方本部の決定をまたず、ただちに「連帯」全体によるストライキにはいらなければならない。その場合には1981年3月の修正後のストライキ指令〔ビドゴシチ事件に対する抗議のため1981年3月31日に計画されていたゼネスト指令——3月25日付ストライキ指令第1—3号〕が適用される。

3 ラドム会議の立場に関する協議にもとづき、全国委員会は全国民あるいは全組合員による信任

投票の告示を支持する。投票の基本課題は、国家行政の中央および地方機関による権力執行のあり方の評価、検証であり、またそれは、それら機関が危機脱出の実現時期と社会的清算の方法を明らかにし、すべての議会の改革目的および地方自治、労働者自主運営の構想をはっきりと打出すようにとの要求でもある。信任投票に現れた社会の意志を実生活に導入する方法についても、社会あるいは組合員の意見を、信任投票において求めるべきである。

4 全国委員会は幹部会に対し、投票に付す事項や投票参加者の範囲など、信任投票実施のための方法確定に携る委員の召集を指示する。委員長は、次回の全国委員会において（おそらくとも1982年2月15日までに）、信任投票の草案とその実施時期を報告する。

1981年12月12日 グダンスク

独立自治労組「連帯」全国委員会

〔I C P A 資料より 篠崎誠一訳〕

# 選択のとき：自治から政党へ

(クーロン、ゲレメク、ブヤク、  
ミレフスキ、リティンスキ、ブガイ)

この座談会は『ロボトニク』紙が1981年8月1日に組織し、「連帶」大会直前に同紙第78号（1981年8月27日）に発表したものである。したがってそれは大会の諸決議には言及していないが、しかし現に「連帶」内で展開されている論争の一端を示す、きわめて興味深い論点を含んでいる。

J・クーロンはKOR創立者、「連帶」全国調整委顧問。J・リティンスキは『ロボトニク』創設者で編集者、「連帶」マゾフシェ地区顧問。B・ゲレメクは「連帶」専門家集団の社会労働センター（OPS-Z）議長。Z・ブヤクは「連帶」マゾフシェ地区本部議長。J・ミレフスキは「連帶」グダンスク支部幹部で「シェチ」の書記。〔編集部注〕

ヤン・リティンスキ いまわれわれは出口なしといった感じの状況下にある。経済と国家は崩壊している。この崩壊がどの程度まで権力機関の側による無意識的あるいは半意識的なサボタージュの結果であるのか、あるいはどの程度まで1980年夏の諸事件——最も慎重な人たちでもこの諸事件を革命と呼んでいる——による彼らの無力化の結果であるのか、これは議論の余地があろう。「連帶」は政府機関をいわばマヒさせることによってこの全般的崩壊を促進した。

政府の政策を待ち、政府と協定を結ぶという戦略は効果がないように思われる。「連帶」は支持を失い、失望を買っている。経済状態の改善を期待していた者も、労働組合運動の急進化が新しい社会構造と権力の失墜をもたらすと考えていた者も、ひとしく失望している。こうした希望のすべてが裏切られている。

このような状況から多くの危険が生まれている。現情勢下にあってまったく非現実的な独立の呼びかけを発しているKPN（ポーランド独立連盟）流の急進主義はその一例である。KPN指導者の逮捕が事態を一層重大なものとしている。この逮

捕は無責任きわまりない行為であり、彼らの綱領を現実に検討可能と思わせ、この綱領に一定の人気を与えるのに一役買っている。しかもそれは10ヵ月前と比べればはるかに現実的になっている。組合をすでにまきこんでいるもうひとつの危険は飢餓に対する抗議運動の拡大である。それは山ネコ・ストや騒乱に転化する危険を秘めている。

この前の3月（ビドゴシチ事件）以降、組合の唯一の攻勢的行動は自治運動の開始であつただろう。しかしそれが現体制内でいかなる位置を占めるかは誰にもわからないし、また経済的権力を掌中にするにはそれはあまりにも弱すぎる。そのうえ、このような権力の移行には経済生活の全面的な無政府状態への転化の危険性がともなう。

政党を作ろうとする試みもやはり失敗した。その原因は主として、それがいかなる明確なプログラムも代表せず、本当の政党の性格を持たなかつたことにある。

社会的イニシアチブをめざすものも含めて、クラブを組織しようとする試みはまだ萌芽的である。これらのクラブは包括的な戦略も、戦術さえも持っていない。それは状況を改善しようとしているが、長期的プログラムにもとづく現状からの脱出をはかろうとしていない。

ヤツェク・クーロン おそるべき焦燥感が、これ以上がまんできないという感情が増大している。大多数の人たちにとってこれは、今や政府を転覆すべき時だということを意味する。その理由はこうである。政府をコントロールするために組合を作ったにもかかわらず、悪がしき政府のために何も実現できていない。一般的に組合は、何かを隠していると政府を批判はするのだが。

政府に何ができるだろうか。政府が今のものよりはましな危機対策のプログラムを作成することができたとしても——それはまずまずのできであろう——それは新聞売場で立ち廻れになるだけだ。政府は社会に呼びかけるいかなる手段も持っていない。危機からの脱出口は、社会的な運動の

みが、それも同時に新しいシステムの生みの親となるような運動のみが見出しができる。だがそのためには時間が必要である。

ここに大きな危険があるのだ。全体的な状況の悪化が絶望の行動を産み出すことは容易に想像できる。この場合社会の一部は強力な政府という考えにひかれることがありうる。すでにヤルゼルスキの周辺にこのような考え方を見てとることができる。将軍たちが閣僚ポストに任命されたのは、ただ単に首相が彼らを信用しているからではない。彼は、強力でかつ軍隊を使いこなせる運動がわが国を救えると考えているのだと思う。しかし軍事的体制の樹立は必ずや破局をもたらすであろう。それは、たとえ社会の一部の支持を得られるとしても、社会の他の部分からの激烈な抵抗を招くであろう。私は、われわれは内戦の危機に直面するのではないかという不安を初めて感じはじめている。

**ブロニスワフ・ゲレメク** わが国は全国民的な危機に直面している。こんなことはわが国の歴史上そんなにあったことではない。われわれは外からの介入の危機のみならず、内部的な原因で崩壊する危険にもさらされている。まちがっているかもしれないが、私の印象ではここに集まっている人の誰も危機からの脱出策を持っていない。

破局は明白な事実である。われわれは危機に飲み込まれている。これまでのところ、これを押さえこむメカニズムは存在しない。政府も「連帯」もそれをつくり出さなかったのだ。

最初のうちは、「連帯」が国家の運営を政府の独占にゆだねることにより、その責任を負うのを拒否したのは正しかったと思えた。今のような破局が訪れていたならば、それは今でも正しかっただろう。

私の考えでは、組合はわが国の現状を理解していた。その証拠が、突然、こんなにも注目を集めようになつた自治の思想である。それは、一般的な責任の自覚を証明するが、たとえ自治の思想が勝利を収めたあかつきにさえも権力の掌握を意味するものではない。国家は存在を続け、主要な決定や外国貿易や投資の決定、金融機関、食糧供給の大部分、そして司法をその掌中に維持する。

組合がポジティブな運動でなければならないこと、つまりわが国の運命に対する責任を担う運動

でなければならないことは、今日一般に確信されている。この責任が実現される可能性は、統一労働者党の指導的役割を受け入れた時に考えられておりもはるかに大きい。「連帯」と教会、そして自治の諸運動のおかげで法律の分野および中央行政機関の内部変革が可能となった。これら諸機関の構成員はわれわれが決めるものではないが、諸機関の活動の仕方はわれわれ次第である。

**イエジ・ミレフスキ** わが国は全国民的危機に瀕していると今言われた。

私自身の考えでは、わが国は同時にまたとない好機に直面している。同様の好機は1918年にも存在し、地政学的状況は現在よりも悪かったにもかかわらず、わが国はそれをうまく利用した。しかし今は危機と全面的崩壊についてしか語られない。ところが、われわれは18世紀に、あるいは多分17世紀に失った民族精神を回復する好機を前にしているのだ。だから、戦車でポーランド人を脅かすのはやめようではないか。まだ戦車が入っていないということは、もう入らないということだ。それがわれわれにとってだけでなく、彼らにとっても悲劇であることを、彼らも知っている。

**ズビグニエフ・ブヤク** われわれの運動は弱体化している。それは最初のうち、政府に対する抗しがたい憎悪に、党に対する憎悪によって支えられていた。だがもはやそれでは不十分である。動機を全面的に変えなければならない。組合員は自分たちの指導部の戦術を理解していない。「連帯」の誕生以来、彼らはその戦術の説明を受けていない。抗議闘争やスト、地域的闘争は均質的な統一性を作り出していない。このことを私はウルススの会議で確信した。自治をめざす行動はすべて経済における権力の獲得に行き着くと私が説明して初めて、みんなは理解し、賛成した。政党設立という考え方に関しては事態は異なる。みんなは政党を望んではない。経済における権力の掌握はよい、しかし政党はだめだというのである。

現在人々は何らかのはっきりしたプログラムを望んでいる。プログラムを理解することすらできないかもしれないが、彼らはプログラムが危機からの脱出、危機の克服は可能だといつてくれることを待ち望んでいる。強力な政府という考え方には、たとえそれが制約を課してくることがわかっていても、明らかにひかれる部分が存在する。

したがってわれわれの行動ははつきり異った二つの方向を持つべきだと思う。組合員全員にとって常に必ずしも理解可能というわけではないところの一定の構造的改革に行き着く戦術とは別個にその意味を容易に明らかにできるような具体的な行動方針が必要である。私が自治運動を非常に重視するのもこのためである。

イエジ・ミレフスキ 疑いなく組合員たちは「連帶」指導部がすべてに携わることを、文字どおりすべてに携わることを求めている。それを組合指導部が国家をコントロールすることを通じてやるか、あるいは国家の地位を占めることを通じてやるかはあまり問題とされていない。それゆえに私は、政府の提案を待つことなしにポジティブなプログラムの作成に着手すべきだと考える。政府の提案はいつでも非常に遅れるし、われわれは批判すべき政府の計画がなかったからイニシアティブをとらなかったのだと組合員に対して言い訳けすることはできない。

だが「連帶」は、その弱体な組合構造のままで組合員の希望と要求を実現できないことはつきりしている。それゆえに下からのありとあらゆるイニシアティブを、組織や半組織、プログラム研究グループやコントロール・グループなどのイニシアティブを鼓舞し、促進することが必要である。「シェチ」ができたのもこのためであった。

われわれはなぜ、組合員の間では不人気だった自治の考えを打ち出したのか。その頃、組合は労働者の防衛に自らを限定すべきだということが言っていた。しかし誰かが改革をやらなければならぬ。それは政府でも、その500人委員会でもないことはわかりきっている。それをやるのは自治組織である。改革がどういうものであるべきかを決めるのは自治組織である。彼らにそれを押しつけようとは絶対に思わないが。

私はありうべき自治の構造を構想している。垂直的、地域的、そしてある種の単一の指導部ないし全国スケールの調整委員会。経営者の組合が労働組合と併行して存在する。そして、彼らと賃金や社会的諸条件について交渉を行うことになり、彼らは競合的パートナーとなるだろう。それは今のような政治局という名の頭では絶対にない。議会に自治院を設けるという考えは疑問である。国家権力のひとつである議会の中で院のひとつを経営者

の手に委ねる理由が私にはわからない。これは労働者の自治の問題である。そのかわり地域的な真の自治、つまり自律的な地域ないし県における人民評議会の復活は、まったく別の問題である。

私の考えでは、企業自治を組織した後に地域的自治を、そして最後には全国的自治、すなわち議会を組織しなければならない。1982年2月には地方選挙が実施される。われわれがこれを国民統一戦線の手に委ねてしまうならば、人々はこう言うだろう。「何かをすべきだった、議員選出のメカニズムを作り上げるとか、選挙法を検討するとか——。それなのに諸君はそれを怠った」と。

それゆえ、選挙法改革の提案を作成し（しかもそれはいくつかあるとよい）、議員選出のメカニズムを作りあげるべきことは明らかである。そしてそれをわれわれは政党と呼ぶ。これを別名で呼ぶのは無意味である。「連帶」が政党の役割を演じることはできない。社会の圧倒的多数を組織する単一政党などは全体主義以外ではありえないことだからである。

自治組織を作り出すようにして諸政党を作らなければならない。まず最初に政党についての議論を始め、次にその骨組を作ろうとする。自治組織はすでにその骨組の形成過程にあるが、政党はまだである。ここでポーランド労働者党の問題について、二、三述べてみたい。これは「シェチ」と同じ精神から生まれたイニシアティヴである。この党がどのように形を整えてゆくか、私はこう想像している。一地域あるいは一工場内に萌芽が生まれ、別のところにも芽ができる、これらがお互いに接触を確立する。そこから全国的規模の組織が生まれる。「シェチ」のときとまったく同じように。

諸政党が政府への参加を主張するのは当然である。実際、議員の選挙はすでに政権参加の一形態にほかならない。3年後にわれわれが選挙することになる国会の中には、多分、それぞれ独自のプログラムを代表する独立した代議員のいくつかのクラブが存在することになろう。国会の仕事はこれらプログラムについて選択を下すことである。

われわれは自らを、そして「兄貴」をあざむくのはやめよう。彼にはつきりとこう言ってやるのだ。——見てみなさい、ポーランド社会にすっかり足場を失ってしまったあの全体主義的政府は、今ここであなたにわれわれはワルシャワ条約の強

固な鎖の環になるだろうと保証してくれますか？私はそうは思いませんね、と。

ヤツェク・クーロン 最近、政党結成の試みについてよく耳にする。それは知恵と経験の蓄積を説明する。労働組合を政権奪取の誘惑から守ろうとする努力がそこに見られる。なにしろ労働組合は政府に対して社会を守るために必要なだから。

ところで、問題となるのはどのような政党だろうか。現存する秩序を転覆し、政権を奪取する党は国家党となってしまう。そんな党はここ36年間も見慣れている。これは認められない。もうひとつ別の考え方がある。自由選挙のために、そしてその上で議会で自らを代表するために闘う党である。この考え方には私は親近感を感じるが、しかし私はこのような党を結成する時期が熟しているとは決して思わない。政府の転覆は許されない。しかし他方、われわれが完成されたプログラムをもって選挙に取り組めば、選挙戦は長期化する。このような選挙戦を闘うことでも許されないだろうこんなふうにしてパンや肉を生み出すことはできない。かわりに、確実に外国の軍隊がやってくるであろう。

繰り返して言えば、新しいシステムの建設はそれ自体が同時に危機克服の運動である一個の運動でなければならない。私の考えでは、それは自治

運動以外にはありえない。それはまず地域的レベルで組織され、ついで全国レベルに拡大される。この全国的レベルでは「シェチ」は巨大な利点を有する。しかし私が考えているのはもっと先に進んだ組織である。われわれは今日、まだ調整委員会の段階にいるにすぎない。私は、地域的連合のためにも全国的連合のためにも一種の指導部を選出しなければならないと考えている。それは全国レベルでは経済改革とその実施の社会的コントロールのための闘いを組織しなければならない。これに対し地域的な自治委員会は、失業反対の闘いを組織し、地域の企業を運営することにより市場への供給を確保するといったことに従事する。保健衛生や教育の問題だけをとっても、仕事は多くある。しかしながら、より重要だと考えられるのは、このようにして将来の人民評議会を準備していくことである。地域自治委員会の下に結集し、危機対策のプログラムに基いて働く人々は、その大部分が将来は人民評議会の中で、それを機能させるために活動する。したがって、これは同時に、新しい選挙法や新しい選挙のための闘いであり、地方政府の新しい構造をつくっていくものなのである。

[以下次号]

## なぜ『労働者』クラブを創設しなければならないのか

ヤン・リティンスキ（『ロボトニク』編集長）

本報創刊号で紹介したとおり、昨年11月にJ・クーロンらによって「自治共和国クラブ」が設立された。以下に訳出するのは、創立者の一人J・リティンスキがクラブの性格づけに寄与するために執筆した論考である。クラブの名称は構想の初期には「労働者クラブ」が考えられていたが、「連帯」全国大会後に「自治共和国クラブ」に落ち着いた。

〔編集部注〕

自由労組「連帯」が存立はじめた最初の数カ月間には、政府との協定の実現をめぐる闘いだけでなく、「連帯」の存立そのものをめぐる闘いも絶えず見られた。その当時、闘いの目標はすべて

の人びとの前に明示され、その諸課題は実現可能であった。時間の経過とともに状況は錯綜した。

経済的・政治的危機の状態のもとでは、〔80年8月の政労〕合意書の実行が不可能となった。他方、政府は、自らの社会的・政治的責務（コミュニケーション手段・分配手段・供給手段の社会的制御、政治犯の釈放など）をないがしろにした。

経済改革と自主管理をめざす闘いのために状況はさらに錯綜した。経済改革にかんする自らの一定の解釈を押しだす決定を「連帯」が下すならば、それがさまざまな経済的および政治的結果を引きおこすことは明白である。こうした決定は、少なくとも、種々の意見が率直に表明されるような開

かれた討論を必要とする。目下のところ、自主管理をめざす運動は、活動分子の若干のグループの範囲を出るものではない。自主管理が必要とする諸手段をめぐる論議、つまり各地のさまざまな運営形態をめぐる論議は、熟慮され深められたものでなければならない。

地方議会にとって代って採用されるべき措置をめぐる論議も同じく熟慮され深められたものでなければならない。

こうした論議は、「連帶」内部での分岐をいっそう深めることになろう。この論議によって生みだされる諸課題は、労働組合の概念から大幅にはみでる。

「連帶」が労働組合としての自己の性格を保持せんとするならば、新しい行動のための諸条件を創出する必要がある。「連帶」は巨大な組織であるがゆえに、こうした行動に着手しようとしても、それを実行することはできないであろう。効果的な機能を確保するためには、選挙された活動分子と実務家から構成される強力な機関を創出する必要がある。

#### 「連帶」内のKORの活動

社会自衛委員会（KSS-KOR）〔以下KORとする〕はその出版活動を別にすれば、すでに「連帶」の内部に深く統合されており、もはや「連帶」の外部的存在ではない。「連帶」はKORの活動を継承している。しかしながらKORの闘士たちは「連帶」と等質的な集団として「連帶」のなかに入ったのではない。「連帶」とKORは共通のイデオロギーに依拠しているのではないのだ。それ故にこそ、「連帶」と協働するクラブの創設が提唱されるのである。それは、民主的制度への接近をめざす具体的活動につねに力点をおいてきたKORの行動原則に照応する。KORの運動の力量は行動からでてきたのであり、これこそKORを民主的反対派の他のグループから区別したことなのである。KORのさまざまな意義深い行動のうちで、とくに政治犯の擁護、地下出版などを想起する必要がある。KORの運動の特徴は、情勢分析と感情を峻別するところにある。そのプログラムは、ソ連邦によってわが国に課せられた諸制約を考慮している。そのプログラムは、外部の列強から課せられた共産党政権の必要性を認めている。それは、このKORの運動が現実を受けい

れたことを意味するわけではない。それどころかKORは自主的に管理される機構を創設することのうちに、民主的願望が実現する可能性を見ていた。それはいくつかの社会集団をつくりだすことによってできるかぎりの自由を獲得せんとするものである。中央機関の欠如はKORの弱点であつたし、それはしばしば混乱を引きおこし、動員をさまたげた。しかしそれは自ら望んだ欠点であった。なぜなら、この欠点こそがKORの自発的な行動を可能にし、その瓦解の危険をおさえたのである。注目すべきことは、KORのグループの活動は危険にさらされたときに、とりわけその中心的闘士たちが逮捕された後に活発化した。およそ30人で構成されるKORは、さまざまな行動を推進したが、自らの権威を楯に運動の中心たらんとすることもなく、運動を指導する権利を主張したことにもなかった。

こうした活動形態のもとでは、支配的な政治的・イデオロギー的な傾向から抜け出るのは困難である。KORの運動の特色は、全体主義的傾向の存立、堅固なイデオロギー体系の存立を排することにあった。KORの運動は開かれた性格を具えており、自らの行動を社会的活動に——ときとして区別は困難であるが、政治的活動ではなく社会活動に——集中している。『ロボトニク』紙と結びついた活動およびWZZ（自由労組創設委員会）の組織活動はその好例をなしている。労働者の組織を創設する構想はたしかに政治的性格をおびている。労働者は、将来の動向に決定的な影響をおよぼしうる社会集団をなしている。

〔労働者の組織たる〕クラブの形態的構造が欠けているために、政治制度を再建する可能性をそこに見出すあらゆる人びとの活動が促進されねばならない。しかしそれは、政治的な性格をもつにとかかわらず社会的な活動となろう。こんにち、この目的を実現するのに必ずしも政党が存在しなければならない、というわけではない。

それどころか必要なのは、制度の変更をめざす活動である。さまざまな集団が自主管理と経済改革にかんする自らのプログラムを提出しなければならない。これと併行して、各地方評議会〔地方議会〕に付されるプログラム、すなわち各地の政府の選挙を可能にするプログラムを練りあげる必要があろう。これが新たな闇い——地方評議会の

民主的選挙のための闘い——を含意していることは明白である。

### K P Nとの論争

ここでK P N（独立ポーランドのための連合）のイデオロギー的諸傾向に対するわれわれの基本的相違を強調しておく必要がある。

K P Nの特徴は、独立という観念を浮彫りにすることであり、同時に、その独立の意志の実現にかかるプログラムを語らないが故に現実的構想を欠いていることである。独立の必要性はつねに強調されて然るべきである。しかしながら、ソ連邦を「張子の虎」と看做し、ソ連邦の介入を不可とすることは、政治的無知の証明である。

この傾向はきわめて危険なものである。それは、「連帯」がいくつかの社会的願望を実現していないこんにち、すなわち独立労組の創出は国を危機から救いだし、政治的民主主義に導くであろうと信じていた人びとを「連帯」が失望させているこんにち、きわめて危険なものである。

失望した人びとが道を見失っている現況のもとでK P Nは、その単純かつ安易な立論の故に多くの活動家たちを引きつけうる。それは悲劇的な結果をもたらしうる。したがって建設的な論争と、行動の新しい指標の設定とが不可欠である。K P Nはその行動の範囲内にとどまるものではない。「連帯」は指導者たちをK P Nから引き離すような努力を強めねばならない。

いわゆる民衆主義的傾向はK P Nに近いところにある。この傾向は運動の労働的性格を強調し、インテリゲンツィアに対置する方向に導かれている。この傾向の現実感覚は素朴で愚直なものである。

民衆主義的諸傾向は「グリュンヴァルト」〔公然たる反ユダヤ主義の立場をもつ組織で、「連帯」に対立し、統一労働者党の支持をうけている。〕型の組織化の基盤になりうる。「グリュンヴァルト」それ自身はすでに危機に瀕しているが、この種のグループは「連帯」にとっては一つの脅威となるものである。「ポーランドの自主防衛」などの小グループは、伝統的ナショナリズムや「カトリック・ポーランド」の亜流を反インテリゲンツィアの立場に結びつけようとしており、こうした小グループの活動に留意する必要がある。そうした考え方方は「連帯」とはまったく異質のものだ。

「連帯」の内部には、とくにその指導者たちおよび専門家たちのあいだには、諸問題の大部分の解決を妥協の道をつうじて求めるというきわめて影響力の強い潮流が存在する。この潮流は、なによりもまず「連帯」が適時にとどまる戦術を知らないこと、その無制御な発展が外国の介入を招くことを恐れる。

この傾向は戦略的性格ではなく戦術的性格しかもたないものであるから、この傾向と「労働者」クラブの相違は明瞭である。

対立はグダンスクのストライキの際に、すなわち「連帯」の人びとにはあまりにも高価と思われる妥協をワルシャワの専門家たちが提案したときに現われた。そのストライキの最終段階における対立は——その傾向の活動家たちはこの点に確信をいだいていたのだが——、強力な社会運動を合意文書の枠内におさめうるかどうかにかかわるものであった。

いま、妥協を求める諸傾向は、管理と協力の制度のうちに場を獲得しようとする「連帯」の諸活動のなかで現われている。

妥協への諸傾向は聖職者層の一部にも見られる。そこでは問題は、そうしたやり方で教会は社会的・民主的性格の潮流を誕生させるのを助けるのか、という形で出されている。しかしそこでは、「連帯」が現今教会指導者層の政策を推進してキリスト教ないしカトリック的労組に転換できるかどうかという疑いが誇張されている。

ポーランド労働者党（P P P）を創設しようとするイニシアチブを評価する必要がある（これは将来には「連帯」の政治的代表となるであろう）。

目下のところ、この〔労働者党を創設する〕構想は大胆にすぎるように見える。またさらに、「連帯」は一つの政党をつくりだすにはあまりにも多くの相異なる潮流をその内部にかかえている。

クラブの運動はつねに評論家たちの的になったし、今もそうである。

われわれの見解によれば、クラブの運動は「連帯」を強めるであろうし、政治的な責務遂行の可能性をつくりだすであろう。すべては事態の流れに、この運動の考え方と能力にかかっている

〔『ロボトニク』1981年9月27日号〕 [Que

Faire Aujour d'hui ? : Decembre 1981,  
Paris より訳出。訳・佐藤紹毅]

# 「鎮圧されながらもポーランドの闘いは続く」

## ——チェコ反対派Z・ムリナーシ氏とのインタビュー

きき手：緒方 修（文化放送報道部）

ドプチエクは今のポーランド情勢を一体どのように見ているのだろうか？

「プラハの春」の国民的英雄は「グダンスクの夏」に対して何を思つただろうか？

スロバキアの山の中で厳しい監視つきの労働を強いられているドプチエクのことが、前から気になっていた。

「人間の顔をした社会主义」がワルシャワ条約軍の戦車に踏みにじられたのは1968年のことだ。ブレジネフは占領直後、ドプチエク以下のチェコ共産党指導部をクレムリンへ連行し、介入を正当化するようどう喝した。

この間、チェコ国民は素手で戦車に立ち向かい自由地下放送は繰り返し抵抗を呼びかけた。しかし指導部は妥協し、この闘いは7日間で終った。

——議定書にサインしなければ何万人もの労働者が殺されるかもしれない。ここは一旦ソ連の言いなりになって、とにかくチェコへ帰ることが先決だ——こう考えたドプチエクの読みは甘かった。指導部は分裂し、ドプチエクは追放された。こうしてチェコの「正常化」が始まった。

プラハの春を圧殺した戦車隊の一部はポーランド軍のものだった。12年前に隣国チェコの自由を押しつぶしたポーランド軍の戦車が、今度は自国の民衆に銃口を向けている。

80年夏に誕生した「連帯」は、500日で自由への芽を全てむしり取られた。5000人の逮捕者を抱えたままポーランドの「正常化」が始められている。

「連帯」のヴァウェンサ議長を待っているのはやはり山の中の厳しい労働だろうか？ 「グダンスクの夏」の指導者達はこれから苛酷な試練を迎える。

「プラハの春」の指導者達もさまざまな運命を辿った。

ズデネック・ムリナーシ氏は元チェコスロバキア共産党中央委員会書記でドプチエクにきわめて近い立場にいた。ソ連戦車の介入後、彼は全ての

要職から退き、趣味の昆虫研究を生かして博物館に職を得た。給料は以前の二十分の一であった。やがて70年には党からも除名、77年には人権運動「憲章77」の起草者の一人であったため、職を追われた。国を捨てる以外に生きる途はなかった。同年隣国オーストリアのウィーンに亡命。

78年にプラハの春の悲劇を内部から描いた『夜寒——現実の社会主义から人間的な社会主义への道程で経験したこと』を出版した。これはテレビドラマにもなり反響を呼んだ。ポーランド語にも訳されているから勿論、「連帯」のメンバーも読んでいる。

私はこの本の日本語訳、『夜寒』（相沢久訳、新地書房）と昆虫図鑑を携えてムリナーシ氏を訪れた。

82年1月18日、大寒波に襲われていたウィーンは、前夜の雪かきの後の雪の小山が至る所に見られた。ウィーンの中心部からおよそ30分、まだ地図には載っていない郊外の新しい団地の中にムリナーシ氏は奥さんと2人だけで住んでいた。何度か電話した後、訪れる前夜になってやっと彼は住所を教えてくれた。

本の印象から私は、神経質で近より難い人物ではないかと思っていた。しかし扉を開けて迎え入れてくれたムリナーシ氏は、185cmはありそうな長身で笑顔を絶やさぬ穏やかな人物だった。

——「連帯」メンバーとは交流はあったか——

「体制批判派とはある程度まで接触があった。『夜寒』はポーランドでもベストセラーになった位だから色々研究したと思う」。

——彼等は56年のブダペスト、68年のプラハの経験をよく学んだと思うが、そのうえで今の状況になったとしたらやり方にどこか問題があったのではないか——

「状況が全く68年と違うから対応が難しい。プラハの場合は体制を上から改革するという運動であったが、ポーランドの場合は党以外のもの、つ

まり下からの大衆からの運動であった。チェコスロバキアの場合は共産党内の改革派と改革に反対する者との闘いであって、その結果としてソ連が入ってきた。ポーランドの場合には全く別の状況の下で運動が展開された。

実際に問題にぶつかった場合、過去の状況から判断して戦術なり政策を立てるのは難しい。

(『連帶』)の運動がああいう形になると期待や希望が片寄りがちになるし、それは片寄りがちになって当然なのであって、それを間違った判断だとはいえない。ある状況においては相手を過小評価したりするけれどもそれは仕方のない失敗だと思う」。

——チェコ型とは違うポーランドの運動をどう思うか——

「非常に良かったと思うし、正しかったと思う。ポーランドの場合、非常に広い労働者階級と農民の下からの運動であった。

体制自体に問題があるのであって、その体制に下から疑問を投げかけた。これが評価されるべきところだ。党に対する民衆の信頼は無くなってしまっている。

第二段階において彼等が過小評価したのがソ連は入って来ないだろうということ。またポーランドの軍隊が彼等を抑圧することが出来るということを皆が見落とした。ポーランドの軍隊は民族的に独自性を持っているという神話は体制批判派の指導部も持っていた。

グダンスクでゼネスト（注：12月17日に予定されていた）を呼びかけることを決めて、ホテルに戻って、その夜逮捕されてしまったということでも分るように、とにかく彼等はポーランドの軍隊がああいう行動をとるとは計算に入れてはなかった。——ソ連の戦車は入ってくるか——

「現在のところ必要ではないだろう。もしポーランドに入ればポーランドの軍隊とソ連の軍隊との対立関係を考慮しなければならないだろうし、もう一つの点は国際関係でソ連が不利になる。だから今のような形になった。

68年のチェコの場合にはソ連軍が入ったにもかかわらず国際関係はある程度までうまくいったが、今のアメリカの、そして西側の状況ではそれは困難であると思う。

また、軍縮問題でソ連は苦しくなる。

ポーランドにソ連が入ることはたしかに考えられたが、ポーランド軍が鎮圧したので今のところソ連軍が入る可能性はない」。

——ポーランドの軍事政権は今後どのような形で「正常化」を遂行するのか——

「戒厳令以降のポーランドを見ていると中は冷たい内戦とみて良い。軍事的に見れば平穏かもしれないが政治的には戦争だ。

だから56年以降のカダールによる党再建や68年の『プラハの春』以降の『正常化』とは全く違う不安定な状態が続く。56年フルシチョフは介入したけれども改革政策は支持した。プラハの場合は経済的な『正常化』は比較的うまく出来た。しかしポーランドはそうではない。

生活水準もチェコと比べて悪いし段々悪化するだけだ。だから不安定であり政治的にも経済的にも今後の正常化の可能性は全くみられないだろう。

軍隊による戒厳令はもうすぐ解除されるかもしれないが、実際的な支配は数カ月あるいは1年位続く。というのは経済改革もやらねばならないし、そのためには民衆の反対を抑えなければいけない。だから相当長く続くだろう。

一度軍事的な措置をとれば、それを再び戒厳令以前の状態に戻すということは考えられない。これは私が経験によって確信していることで、もし国民からの(『経済改革』)反対の声が上がれば、彼らはそれを押しつぶすだけだ。

西欧において『連帶』と軍事政権との対話に希望を持つのは幻想でしかない」。

——今回の戒厳令施行についてクレムリンの内部では争いはなかったのか——

「推論するのは難しい。チェコ介入の場合はクレムリン指導部の中で色々見解がわかつたが、ポーランドに関する限り各派閥とも鎮圧に賛成だったようだ。軍事的、経済的、政治的にポーランドはソ連にとってなくてはならない所だ。ドイツとソ連の間にあってとにかく押えておかなければいけない、という点では意見が一致していたと思う。その他特に重要なのはチェコとは違って下から運動が起きたということは、ソ連の中でもそういう運動が起りうる可能性が十分だということ、そのためにも抑えなければならないという必要性はあつただろう。

68年のチェコの場合の改良主義的な政策はソ連

には影響がなかった。ところがポーランドの場合はそうではない。ソ連においても食料不足とか値上げは起こり得るだろうし、実際に起こっていた問題だ。だからそれ(民衆の反対運動)に対する鎮圧は必要だ。ポーランドは他の東欧諸国でそのような問題が起こった場合、どうやって鎮圧するかという実験例のようなものではなかつたろうか」。

——ポーランドの指導部内稳健派の動きは——

「私の意見ではラコフスキのような改革主義では党内で絶対に勝てない。そういう実験は出来ない。改革主義者はチェコでもそうだったようにいつか除外されるだろうし、今のところ利用されているだけだ。軍事政権の中では彼等の力を出すことは出来ないだろうし、ある程度まで役割を果たしたとしても最終的に退かざるを得ない。

それはプラハの場合でもそうだったように、1968年の春以降改革主義者は党内でお色々試みたけれどもそれは不可能だった。

党から出るか党の方針に従わなくてはいけない状況になるか、どちらかだと思う。

そういう条件で一番にあげられることはソ連との関係だ」。

——「連帯」はレーニン型の党組織を作らずに法律の範囲内で大衆運動としてやっていたが、その考えは素朴すぎたのではないか——

「勿論、ナイーブといえるかもしれないが、全ての政治運動には長所もあれば短所もある。『連帯』のような形じやなしに、もっと非合法でやつていればすぐに逮捕されただろうし、鎮圧されたかもしれない。それをどういう風に判断するかというの非常に難しい。

資本主義の中でもこれまでの歴史を考えるいろんな形の大衆運動があり、その運動の中からいろんな要求がかちとられてきた。

東欧においても同じく問題は種々あり、時には鎮圧されながらも今後闘いは続くだろう。これは確実だ」。

——「連帯」は挑発に乗せられたのではないか——

「68年のプラハの春の時も挑発はたしかにあった。民兵は武装するなという要求の署名運動が、後から分かったことだがソ連のスパイによってなされていた。ポーランドにおいてもそういうことがあつただろうと思うのは当然だ」。

——「連帯」の唱えた自主管理についてはどう

評価するか——

「勿論評価すべきだし、今のような形で鎮圧されたとしてもその可能性はこれから運動において参考になる。ただ自主管理には非常に難しい点もある。例えば国営企業において行われる経済政策にはやはりコントロールする人が必要だし、そう考えると自主管理が果して完全に運営されるかどうか疑問だ。

私は68年の前に労働者達といろいろ話をしたが、彼等は自分達で管理し自分達が責任を負うということに対しては否定的だった。

彼等は工場の指導部が間違った経営策を立てた場合にそれに反対して自分達の要求をある程度受け入れさせるような形を望んでいた。しかしそうした分業は新しい産業社会の中では無理だ。

自主管理は政治的にはそれほど大きな意味を持たないと思う。例えばユーゴスラビアを見ても分るように、経済的に自主管理という形で運営されているけれども、実際には一党独裁という形になっているし、それに対して彼等自身がもう既に疑問を持っているような状況だ。

——社会主義においては民衆の要求を反映させるような政策は立てられないのか——

「一言で言えばそれは出来ない状況になっている。何故かというとソ連をみても分るように党エリートが集中的に権力を握っているので可能性はない。勿論、ソ連の場合党内に25%位労働者が入っているけれども、実際の政策決定は労働者ではなく党エリートである。彼等の目的は相互に矛盾はあっても彼等の支配を維持し続けることだ。だから非常に保守的な立場をとるし、民衆の運動に対してものすごく反動的な立場をもとり得る。党エリート達は経済成長に力を入れる、といつてもそれは彼等のための要求であって、資本主義社会においての経済成長要求と同じだ。

勿論この2つの他にもソ連の超大国主義が大きな役割を演じている。ソ連自体が政治的にも経済的にも維持出来ないから軍事に頼らざるを得ないし、軍隊で押さえるしか出来ない状況になっている。ハンガリーでもチェコでも改革要求が出たが、積極的に生かされることなく結局鎮圧されてしまった。

ソ連においてはいろんなかっこ付きの『改革』や強制的なものを少し緩和するという形で支配維

持を続けることが出来た。さらにその他の社会主義諸国においてもそういう秩序の維持という形で彼等の超大国的な支配を続けている。

私は今の社会主义諸国における政策は党と民衆の妥協によってしか成立しないものと思っている。ところがその妥協にしてもソ連の支配が脅やかされるような状況になれば成立しなくなってしまう。それはポーランドが示しているところだ。国民的な要求運動を強くやらない限り両者の妥協は出来ない。

長期的な見方だけれども、世代の交替などのいろんな状況の変化によって今の支配体制が変わる可能性は勿論ある。ソ連の場合は1930年代の人達が政権を担当している訳で、彼等の考え方と新しい世代の考え方とは違う。古い世代の考え方があなたが博物馆行きのものであっても、今の状況ではある一定の役割を果している。役割というのは決して妥協しないという、そういう立場のことだ」。

——プレジネフが生きている限り駄目か——

「(笑いながら) 私は予言者ではないから分からぬが、今までの歴史がそうであったように、例えば戦後のヤルタ会議の問題にまで論が及んでくることは当然の歴史の過程だ。ヤルタ会談以降の両大国による東西分割問題が改めて西欧でもポーランドでも持ち上がっているが、それに対して言及されること自体がやはり新しい一つの可能性でもあるだろう。

やはり今の東西分割をそのまま維持してゆくことが平和につながるという発想にしても問題がある」。

——東欧においては今後どういう展望があるだろうか——

「それはポーランドの状況を見ても分かるようにならぬに明らかになっている。各國で独自のものを要求するという芽が出ており、その芽はさらに大きくなるだろう。56年ハンガリー、68年チェコ、81年ポーランドといろんな鎮圧はあるが、運動は民主主義的な政治の要求という形で展開されるだろう。それは西側の政治形態を参考にしているところが十分にあると思う。

しかし悲観的にみれば、戦後30年で部分的にロシア化されたのがもっとロシア化されるかもしれないし、それは歴史的破滅と言うことも出来るかも知れない。どういう矛盾をもって発展するかは

私には分からない。

東欧諸国にはソ連に比べて民主主義的な要因が沢山あったし、独立を望んでいる。だがソ連とのような形の緊密な関係がある限り全ての改革政策は失敗するだろう。

逆に言えばソ連の支配が長く続くものではないということにもなる。東欧諸国は独自の思考を持ち、政治状況や歴史がソ連とは違っているからだ。私の意見では、共産主義諸国における改革政策はフルシチョフの登場以来駄目になり、今ではさらにひどくなっていて、全く不可能だ。

これはより危険な対立を生み出し、ソ連帝国主義の崩壊にもつながる」。

——ドプチエクも同じ考え方——

「彼は今の体制の中でもう一度再起することが出来ると考えている。しかしほんどの可能性はないだろう。彼は友人だが見解については同じではない」。

ムリナーシ氏は最後に「軍隊で押さえつけたあと経済改革というのは決して出来ない」と繰り返した。詳しくは私が最近書いた「正常化」についての論文を読んでくれ、とタイプ書きの原稿を渡された。それはチェコからの亡命者が出している雑誌に掲載予定のチェコ語の原稿だった。この雑誌はローマで出版され、旅行者等の手で密かにチェコ国内に持ち込まれている。ムリナーシ氏の論文がドプチエクの目に触れる機会はあるだろうか。

ムリナーシ氏等亡命者の声がチェコ国内に届き、ドプチエク以下プラハの春の息吹きを体験したものがこれに呼応して声を上げる時、チェコに自由が再び戻るだろう。

ムリナーシ氏が再び祖国に帰れる日はいつのことだろうか?

インタビューを終えて雪の中を帰る私のために、彼は自ら電話をかけてタクシーを呼んでくれた。

「プラハの春」の立役者ドプチエクの演説草稿はこの人が書いていた。その時の情熱はもはや失なわれているように感じた。

(おがた おさむ)

# 文献紹介

〔題名、著者名、誌名、巻（号）数、発行年月日、掲載ページ数の順〕

現代の中の歴史 インタビュー

アンジェイ・ワイダ、小原雅俊 朝日ジャーナル 22 (30) [80・7・25] p106~110 ワイダと「大理石の男」 佐藤忠男 p110~113  
「大理石の男」〈特集〉 キネマ旬報 792 [80・8・15] p75~87

ギエレク政権、窮地に立つ——『さみだれスト』に揺れるポーランド 大野博良 世界週報 61 (35) [80・8・26] p44~47

新しい映画美学を求めて——アンジェイ・ワイダ氏に聞く インタビュー 工藤幸雄、山田宏一 海 12(9) [80・9] p208~220 アンジェイ・ワイダについて 工藤幸雄 p221

自由化が認められる限界は?——ポーランドのストライキ(ニュースの目) 朝日ジャーナル 22 (35) [80・9・5] p8~9

ポーランド労働者反乱の意味——社会主義の新しい実験 工藤幸雄 エコノミスト 58 (38) [80・9・16] p28~34 前途なお多難なポーランドの経済再建 土屋昌也 p30~32

震撼させた「下からの変革」——ポーランド「グダニスクの春」(世界の焦点) 谷畠良三 世界週報 61 (39) [80・9・16] p4~5

ポーランドの終りの始まり——「新労組」がはらむ厳しい困難な現実 佐久間穆 朝日ジャーナル 22(37) [80・9・19] p6~9 市民の強力な支持、有能な指導部——私の見たポーランド・スト 談:岡田春男 p10~11

ポーランド労働者のストライキ(特集) 世界政治 581 [80・9・25] p2~37 「赤旗」主張 p3~5 市民的政治的自由について——「自由と民主主義の宣言」から p6 社会主義国でのストライキ闘争について——レーニンの論文から p7 ポーランド労働者ストの背景と問題点 大沼作人 p8~12 ポーランド・ストライキ関連略年表 p12~14 ギエレク第一書記の8月18日と8月24日の演説 p15~

19 連合ストライキ委員会の21項目要求、社会自衛委員会の16項目要求 P20 政府委員会と連合ストライキ委員会の合意書 P21~25 政府委員会とシチエチン連合ストライキ委員会の合意書 P25 『ポリチカ』誌論文 P26~29 ギエレク第一書記の70年12月の演説 P30~31 各国共産党の見解 P32~37

どこへ行くポーランド 世界週報 61(41) [80・9・30] p12~21 「下からの変革」のゆくえ——対ソ連・東欧関係の視点から 谷畠良三 p12~17 ギエレクの栄光と挫折——政変劇の舞台裏をのぞく ヤン・コバルスキ p18~21 内から見た社会主義——ポーランド社会の一断面(東欧圏) 山本茂 地理 25(10) [80・10] p39~50

ポーランドのストに思う 山田進一 世界の労働 30(10) [80・10] p2~5

ポーランド・自由への苦悩 塚本哲也 文芸春秋 58(10) [80・10] p92~103

回生求めるポーランド——三つのドキュメント

工藤幸雄 世界 419 [80・10] p214~223  
社会主義とストライキ——ポーランド労働者のストライキによせて 井出洋 労働運動 178 [80・10] p26~36、227~231 グダニスク企業間ストライキ委員会の21項目要求(資料) p34  
21項目要求にかんする政労合意書(資料) p35、227~231

スト妥結後のポーランド 世界政治 582 [80・10・10] 日誌・政労合意後の動き 9月16日のカニア新第一書記の演説・9月5日のピンコフスキ首相の施政方針演説要旨・新しく結成される労働組合の登録にかんする国家評議会決定  
各国共産党見解

赤い貴族ノーメンクラツーラ

インタビュー ミハイル・ヴォレンスキー、G・シュフェール 山本一郎訳 中央公論 95(14) [80・11] p102~113

ポーランド——内側からの報告(特集) 世界 420 [80・11] p30~119 ポーランド——大理石の男たち(パリ通信) 藤村信 p30~63  
ポーランド反対制派の軌跡 ジョセフ・ケイ  
斎田一路訳 p64~80 反全体主義運動の経験  
アンジェイ・ドラヴィチ 小島敦訳 p81~86  
[23頁に続く]

# ポーランド日誌

(1981・12・13～1982・2・13)

12月13日 ヤルゼルスキ将軍（統一労働者党第一書記兼首相）を議長とする「救国軍事評議会」が全権を掌握し、ポーランド全土に戒厳令を施く。

11日から12日までグダンスクで開催された「連帶」全国委員会のメンバーの大多数は同地で逮捕される。ヴァウェンサ委員長も連行され拘禁さる。

12月14日 逮捕を免れたクルピヌスキ副委員長ら「連帶」全国委員の5名はワルシャワで「全国スト委員会」を結成、軍政にゼネストで抵抗するよう呼びかける。

知識人124名が声明を発表し、拘禁された全ての人の釈放を要求する。

各地で労働者が軍政に反対してストに突入。カトヴィツェの製鉄所、グダンスクのレーニン造船所ではスト鎮圧に軍隊が出動、との情報。

12月15日 軍政に対する労働者の抵抗の動きは、カトヴィツェの炭鉱、ウッジ、プロツワフ等からも伝えられる。

「連帶」ウッジ支部の指導者2名が戒厳令布告違反の廉で初めて軍事裁判にかけられる。

軍政当局は、「連帶」過激派、を非難し兵士のナショナリズムの高揚をめざして反ユダヤ主義キャンペーンをも開始。

12月16日 グレンブ首座大司教は声明を出し、戒厳令布告後初めて軍政を批判。ローマ教皇ヨハネ・パウロ2世は定例接見の場でポーランド軍政を批判。

各地での官憲と労働者の衝突の事実が報道さる。カトヴィツェのブエク炭鉱では軍隊の発砲により労働者側に死者9名、負傷者245名がでる。グダンスクでは軍隊と市民が街頭で衝突し多数の負傷者がでる（西側情報では市民の死者28人ともいわれる）。

フランス政府の情報によれば、13日以来「連帶」指導者ら約4万5000人が逮捕され、各地の衝突で9名が死亡、という。

12月17日 日本からポーランドへのコメの延べ払い輸出援助交換公文によって日本米の荷積に名古屋港に停泊中のフェニアン号（乗務員43名）から乗員と家族8名が亡命（更にそのご同地で5名、東京で3名が亡命）。

12月18日 全国で16鉱山、39工場のストが伝えられる。ワルシャワでは「連帶」地下組織の呼びかけに応じて数千人の学生集会が開かれ、官憲がこれに実力行使して混乱す。

12月19日 N・スパンソフスキ駐米大使が亡命。戒厳令とともに途絶していた西側の報道は当局の検閲を経て通信可能となる。

12月21日 国営ワルシャワ放送は、ジェモビト、ピアスト両炭鉱の約3000人の労働者が地底で抵抗していることを確認。

12月22日 対ポーランド債権西側銀行団はポーランド政府からでていた3億5000万ドルの新規融資要請を拒否。

国営通信PAPは統一労働者党政治局会議開催を戒厳令施行後初めて報道。

13月23日 ヤルゼルスキ「軍事評議会」議長は69人の知識人と会合し、国民的合意形成への協力を求む。

ワルシャワ放送はカトヴィツェの製鉄所の「秩序回復」を報道。

ルラシュ駐日大使が亡命。

12月24日 軍政支持文書署名を拒否して拘禁中のA・ヴァイダ（映画監督）釈放さる。

国営放送がツェモビト炭鉱の労働者の抵抗解除を報道。

C・ミロシュラがワシントンで声明を出し、KORのクーロンとミフニクが軍政当局の拷問によって生命の危機に瀕している、と訴える。

12月28日 千数百人の労働者が坑内で抵抗を続けていたピアスト炭鉱のストが終結。指導者12人が逮捕さる。

12月29日 軍政経済委員会は、戒厳令の施行期間中、18—45歳の全男子の就業義務を政令化。

軍政当局は、戒厳令布告以来の逮捕者5050人、衝突による死者8人、と発表。

レーガン米大統領は、ポーランド軍政樹立に関する対ソ制裁7項目を発表。

12月30日 ラコフスキ副首相の西独訪問（戒厳令後、初めての要人の西欧訪問）。

1982年

1月2日 ズロティの大幅切下げ（通貨当局は対ドル公式レートを1ドル=80ズロティと定め、約130%の切下げ措置をとる）。

カトヴィツェ製鉄所のストを組織した廉で「連

「連帯」メンバー9人が最高禁固7年、公民権停止4年の実刑を宣告される。

1月4日 内務省は戒厳令以来切斷されていた電話とテレックス回線の回復を49県中10県に許可。

グダンスクおよびシチェンの各造船所は、戒厳令以来初めて本格的操業を再開。

1月6日 治安当局は、「連帯」マゾフシェ支部国際局次長梅田芳穂(日本国籍)氏に20日までに国外退去するよう通告。

ソ連がポーランドに27億ルーブリ(約34億ドル)の長期低利借款を供与。

1月8日 内務次官の国会答弁によれば、戒厳令以降の逮捕者は5906人(そのうち74人が起訴される)、スト件数は199件。

外務省は外国人記者に対する報道検閲を9日から中止すると通告。

この日西側に入った情報によれば、ワンダ・ヴィルコミルスカヤ女史ら8名の文化人が8項目の軍政批判声明を作成し賛同者を求めている。

1月9日 戒厳令後初めてヤルゼルスキ将軍とグレンプ大司教が会談。

1月9~10日 寒波による大氷塊のためにビスワ川が氾濫(18日には流域の10万ha以上が冠水、との報道)。

1月14日 対ポーランド西側債権諸国は、ポーランドが82年中に返済すべき債権35億ドルの返済繰延交渉の中断を決定。

1月20日 政府は国内穀物の政府買上げ価格の10%引上げを決定。

1月21日 司法省の発表によれば、戒厳令から1月15日までに投獄された「連帯」活動家は142人で、その内禁固3年以上が39人、同3年未満が73人という。

1月23日 軍政当局は、戒厳令に基づく強制的徴兵制度の解除を発表。

西側の情報によれば、最近、A・ワイダら知識人130名は「国民との対決終結」を求める請願を国会に提出した、という。

1月25~26日 国会開会。戒厳令を圧倒的多数で承認(反対1、棄権5)。

1月27日 政府は食肉など基本食料品価格と公共料金を2月1日から200~300%引上げることを決定。

1月30日 軍政当局は戒厳令による規制措置の

一部を部分的に緩和(電話、電報、地方新聞等)。

グダンスクで高校生を中心とする若者のデモ隊が官憲と衝突し、14人が負傷、205人が逮捕される。

1月31日 軍政当局はグダンスクについては戒厳規制措置の部分的緩和を取消す。

2月4日 グレンプ大司教がローマ教皇との会談のためにローマを訪問。

ポーランド政府は81年中に西側金融機関に返済すべき債務の利息を15日までに支払うことを確認。

2月8日 国立銀行はコメコン諸国の通貨に対するズロティの貿易外レートを切下げる。

戒厳令以来中断されていた9総合大学の授業再開。

2月13日 ポズナンで軍政抗議の示威行動がおこり、194人が逮捕される。

2月21日 軍政当局は「労組問題委員会」がまとめた労組再建案を発表。

2月24~25日 軍政下で初の統一労働者党中央委総会(七中委)開催。ヤルゼルスキ第一書記は、国内緊張の継続と西側の経済制裁のために戒厳令緩和は困難、と報告。新綱領草案配布される。

2月26~27日 全国司教会議開催。コミュニケで戒厳令解除と国民的合意形成を主張。

国会開会。ヤルゼルスキ将軍提唱の「救国合意戦線」の創設方針を全会一致で可決。

(編・佐藤紘毅)

[21頁から続く]

資料反体制組織宣言集(浜島高而訳・解説、山崎博康訳 p87~111 ポーランド体制内反対派の意見——どうやって脱出するのか 佐久間穆 p112~119

『ポーランド月報』創刊準備号 1981·11·1

『ポーランド月報』発刊の辞——工藤幸雄

「連帯」の綱領的立場——「連帯」全国委

ポーランド日誌(81·8)、文献目録

『ポーランド月報』創刊号 1982·1·18

自治共和国クラブ創設期成声明

「連帯」が目ざしたもの——伊東孝之

独立自治労組「連帯」綱領

J·クーロンとのインタビュー

ポーランド日誌(81·9~12)、文献目録

[3頁から続く]

いる仲間や組合指導者の釈放を断固としてかつ一貫して要求する。わが国に施行されている戒厳法令にわれわれの承認を与えることはできない。このことを表明するために職場の労働者が署名した請願文を議会および政府に送るべきである。企業当局には、当局に弾圧されている従業員の運命を気遣うことは諸君たちの公的義務であると伝えよ。  
4 拘留された者、逮捕された者、解雇された者その他弾圧を受けている者のリストを作成せよ。彼らの家族の世話をせよ。

5 戦争状態は遅かれ早かれ終るだろう。社会正義を基礎とした秩序の導入が、必ずやポーランドの行く手に待っている。軍政当局に協力した者たちのリストを作成し、公表せよ。彼らひとりひとりに対して、その行動が監視されていることを、最終的には世論により審判が下されるであろうことを知らしめよ。従業員に対して忠誠宣誓書への署名を強制し、こうして人間の尊厳と名誉を破壊せんとする企業管理者の氏名を公表せよ。

6、いわゆる社会福祉委員会や布告により創設された自治組織などの新しい組織をすべてボイコットせよ。従業員の利益を守るためにいうのがこうした組織創設のうたい文句である。だがその本当

の目的は労働者に体制の権威を認めさせ、職場における「連帯」の存在など不必要であることを証してみせようということなのだ。

7 試練の時を生き延びるために精神的に助けあおう。強くない者たちを当局の一方的な宣伝から守るために、あらゆる可能な手段を尽くして独自の情報を広めよう。

8 可能であり意味がある所でならどこでも受動的抵抗をしよう。政府の目的とするところが誤つており、それが国民に無縁な利益のためのものである場合、国民ひとりひとりにはそのような政府を認めない権利がある。

9 われわれの一致した姿勢は全国におけるわれわれの共同行動を通じてさらに強化される。1月30日に最初の共同行動に起とう。この日、殺された者たちや傷ついた者たち、逮捕・拘留された者たち、職を奪われた者たちの家族を訪問しよう。この日を、われわれの隊列から引き離された人たちに対する記念と連帯の日としよう。

独立自治労働組合「連帯」

全ポーランド抵抗委員会

ミェシュコ、

〔抵抗委声明・アピールともに、ICPA資料No2／82 より。訳：水谷驥・鳥井摩利〕

編

集

後

記

大変遅れてご迷惑をおかけしましたが、ここにようやく『月報』2号をお届けできることになりました。文化放送の緒方修氏から大変興味深いインタビュー原稿を頂いたので、急ぎよ24頁建てとしてこれを収録することにしました。緒方氏には厚くお礼申し上げます。

本号編集のために資料を検討しているうち、次のようなドキリとさせられる記事を見付けました。全文紹介します。

「9月30日、ジェシュフ県クロスノ市における部門別組合の会合の席上、A・シヴァク政治局員が明らかにしたところによると、ヤルゼルスキ将軍とキシチャク内相を長とし、6人の委員で構成される『救国委員会』が設立された。また、社会の抵抗を鎮圧するため、軍隊と警察から選抜された特別部隊が編成された。党・政府首脳部は、この部隊の使用を、「連帯」への社会の支持が弱まる

まで、あと2カ月間まつともりとのこと。さらに同政治局員は、「連帯」の登録取消に関する決定を尊重すべしと言明した」（AS通信第44号・1981年9月26日-10月12日号より）。

ここに書かれていることが、その後の12月13日の軍事救国評議会の設立および戒厳令の布告と具体的にどうつながるのか、詳しいことは一切不明で、「連帯」自身もこの時、このニュースを報じながらどう考えていたのか、明らかではありません。いずれにせよ、戒厳令の準備がこの時すでに始まっていたことを示唆しているようです。

戒厳令施行にいたる時期、および戒厳令施行後の時期に関する資料が続々と入りつつあります。次号以降、月刊体制を確立し、順次紹介してゆくほか、重要で緊急を要するものについては月報とは別の形で隨時紹介してゆくつもりです。（み）

1982年3月20日